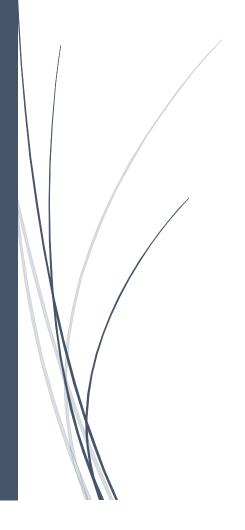
長野広域連合広域計画 (素案)



目 次

広域計画改定にあたり1
長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
高齢者福祉施設等の管理及び運営に関すること
老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること19
介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合 及び関係市町村が行う事務に関すること21
障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連 して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (既存の施設に係る事務及び小布施町を除く)27
職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること33
広域的な課題の調査研究に関すること

広域計画改定にあたり

1 はじめに

長野地域は、四季折々の豊かな自然環境に恵まれており、善光寺平を中心に政治・経済・文化・ 教育等の機能が集積し、県の中核的な地域として発展してきました。

長野地域を取り巻く社会情勢は、高度情報化や国際化の進展、人口の減少と少子・高齢社会の進行、 安心安全な社会生活基盤の整備や自然環境の保全などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化など 大きく変化しています。

これらの課題に対応するため、関係市町村においては、「まち・ひと・しごと創生法」による地方 創生を推進しており、更なる広域的施策の展開が必要になっています。

長野広域連合は、平成 12 年 4 月 1 日、多様化した広域行政需要に適切に対応し、行政サービスの一層の充実と効率的な行財政運営を図るとともに、地方分権の受け皿として国や県からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、当時 18 関係市町村により発足し、広域行政の一翼を担ってきました。

今後、長野広域連合は、地方創生の流れを踏まえ、長野地域や関係市町村の特性を活かし、相互に 連携を図りながら広域行政を推進し、長野地域の将来を見据えた一体的な振興・発展を目指します。

2 長野地域の概要

長野地域は、長野県の北部に位置し、県全体の 11.5%に当たる 1,558.00 平方キロメートルの面積を有し、その範囲は、東西約 56 キロメートル、南北約 50 キロメートルのほぼ円形に包含される地域です。

また、長野地域は、関係9市町村により構成され、人口規模は、県全体の約25パーセントにあたる54万人を擁しています。

緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や、千曲川及び犀川などの水量豊富な河川は、山里の自然環境とともに固有の風土を生み出し、また、それらに育まれた多くの優れた歴史遺産や伝統文化は、当地域の特色ある産業の基盤にもなっています。

高速交通網の整備、高度情報化や国際化の進展、人口の減少と少子・高齢社会の進行に加え、環境問題や市町村合併の進展等、長野地域を取り巻く諸情勢は大きく変化し、また、住民の生活圏や経済圏が拡大する中で、行政に対するニーズも、より高度で広域的なものになってきています。



[関係市町村]

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、 高山村、信濃町、小川村、飯綱町

3 長野広域連合の沿革

長野広域連合の前身である「長野広域行政組合」(平成5年名称変更)は、昭和46年に設立された「長野地域広域市町村圏協議会」を母体とし、昭和51年には「長野地域広域行政事務組合」として設置され、一部事務組合の統合を重ねながら、広域行政の推進を図ってきました。

このような中、平成9年には、関係市町村の助役で構成する「長野地域広域行政推進研究会」を 設置し、広域連合等の調査研究を進めることとしました。

平成 11 年8月の関係市町村長会議において、研究会から広域連合の設置についての最終報告がなされ、広域連合設置の基本的事項の合意を得ました。

平成12年4月1日、広域行政の充実と地方分権の受け皿づくりのため、「長野広域連合」が発足しました。

平成15年9月の更埴市、上山田町、戸倉町の合併による千曲市の誕生や平成17年1月の大岡村、 豊野町、戸隠村、鬼無里村の長野市への編入合併、同年10月の牟礼村、三水村の合併による飯綱町の 誕生、更には平成22年1月の信州新町、中条村の長野市への編入合併により、関係市町村数は、発足 当時の18市町村から、9市町村となっています。

4 広域計画について

長野広域連合広域計画は、平成13年3月に、広域連合を組織する市町村やその住民に対して、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示すとともに、広域連合や関係市町村が役割分担を明確にし、事務処理を行っていくための指針として策定しました。その後、1回目の見直しを平成17年度に、2回目の見直しを平成22年度に行い、平成27年度に平成28年度から令和2年度までの5年間の新たな計画を策定しました。

長野広域連合規約第5条には、広域計画に掲げる項目として、具体的な事務事業項目を定めています。

広域計画は、広域連合や関係市町村が進めていくこれらの各項目について、その「経緯」、「現状と課題」を明らかにし、「今後の方針と施策」を具体的に示す「指針」とします。

5 広域計画の期間及び改定に関すること

新たな広域計画の期間は、原則として、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、その後5年間を単位に、計画期間満了前に見直しを行うものとします。

ただし、新たに事務の追加など変更の必要が生じた場合には、広域連合議会の議決を経てこの計画 を改定することとします。

○長野地域関係市町村別面積・人口・世帯数

	面積	平成	22年	平成	27年	令	和2年
市町村名	四介貝 (km²)	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
	(KIII)	(人)	(戸)	(人)	(戸)	(人)	(戸)
長野市	834.81	381, 511	146, 520	377, 598	150, 414		
須坂市	149.67	52, 168	18, 106	50, 725	18, 447		※ 長野県
千曲市	119. 79	62, 068	21, 449	60, 298	21, 573		計県
坂城町	53.64	15, 730	5, 505	14, 871	5, 473		7 \
小布施町	19. 12	11, 072	3, 511	10, 702	3, 528	装み有	レ 女 ス
高山村	98. 56	7, 563	2, 288	7, 033	2, 291		牧道をしかしまけ
信濃町	149. 30	9, 238	3, 247	8, 469	3, 157		\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
小川村	58. 11	3, 041	1, 152	2, 665	1, 086	Į	スによる
飯綱町	75.00	11, 865	3, 788	11, 063	3, 769	3	ト る
長野地域計	1, 558. 00	554, 256	205, 566	543, 424	209, 738		
長野県計	13, 561. 56	2, 152, 449	794, 461	2, 098, 804	807, 108		

[※]人口及び世帯数 平成22年及び平成27年は国勢調査数値

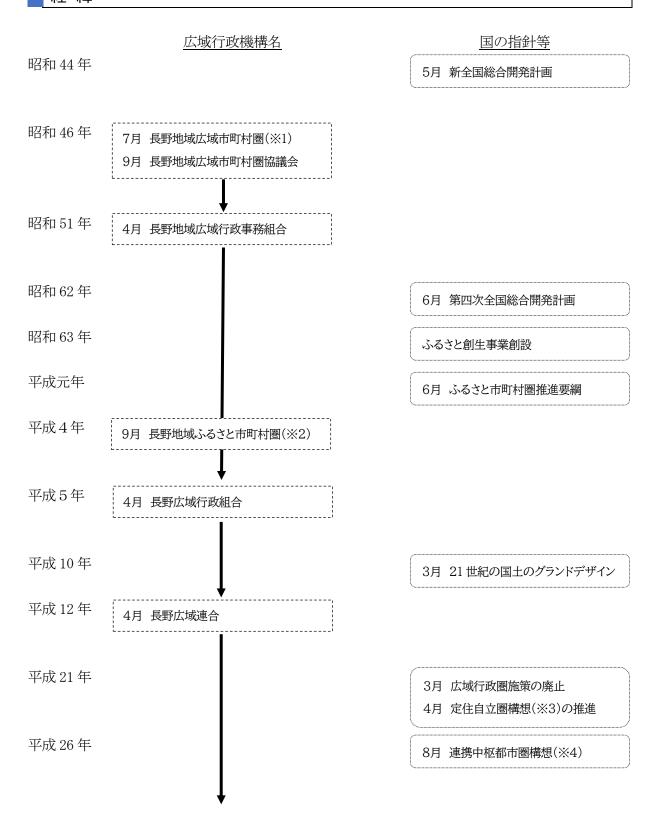
[※]令和2年は長野県発表の毎月人口異動調査に基づく令和2年10月1日現在の人口と世帯数

[※]面積 国土地理院発表(令和2年1月1日現在)

1

長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び 関係市町村が行う事務に関すること

経 緯



年 月	内 容
昭和 46 年 7 月	長野地域が「長野地域広域市町村圏」(※1) として設定される。
昭和 46 年 9 月	「長野地域広域市町村圏協議会」が設立され、長野地域の一体的な振興整備の 取り組みを始める。
昭和51年4月	「長野地域広域行政事務組合」を設置する。
平成 4年9月	「長野地域ふるさと市町村圏」(※2) に指定され、10億円の長野地域ふるさと 市町村圏基金(現長野地域ふるさと基金)を造成するとともに「長野地域ふる さと市町村圏計画」を策定し、基金の果実を活用して長野地域の一体的な振興 整備に資する各種ソフト事業を実施する。
平成 5年4月	「長野広域行政組合」に名称を変更する。
平成 12 年 4 月	「長野広域連合」を発足する。
平成 21 年 3 月	国による「定住自立圏構想」(※3)の推進により、これまでの広域行政圏施策は平成21年3月31日をもって廃止とする。
平成 25 年 3 月	「長野地域ふるさと市町村圏計画」の廃止。 長野地域ふるさと基金は 10 億円のまま引き続き運用し、長野地域の総合的かつ一体的な振興整備を図るための事業を推進することとする。
平成 26 年 8 月	「連携中枢都市圏構想」(※4)による新たな共同処理の推進。

※1 広域市町村圏:

新全国総合開発計画(新全総)の広域生活圏構想を受けて、昭和44年度から全国で設定が開始された、既成市町村の区域を越えて形成される日常社会生活圏。

市町村の共同処理方式により、施設整備と事務処理を広域的で総合的な計画の下に推進することで、市町村の当面する諸課題の解決と、国土の均衡のとれた発展が期待された。

※2 ふるさと市町村圏:

従来の広域市町村圏のうち、地域の自立的発展が見込まれる地方都市とその周辺地域を一体とした圏域。 東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成を目標とした「第四次全国総合開発計画」(四全総 昭和62年度制定) や、地域の主体性を活かしながら地域づくりを進める「ふるさと創生」の実現を目指して設定された。

※3 定住自立圏構想:

地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、総務省が全国的な見地から推進している施策。

この構想により、中心市と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携して形成される圏域を「定住自立圏」という。

※4 連携中枢都市圏構想:

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する施策。

宣言連携中枢都市と1以上の近隣市町村が「連携協約」を議会の議決を経て、1対1で締結することにより形成される圏域をいう。

○長野地域ふるさと基金(長野地域ふるさと市町村圏基金)関係市町村出資金及び県助成金

(単位 千円)

区分	構成市町村	金額			合併前市	町村出資	金内訳		
	長野市	558, 160	旧長野市 旧戸隠村 旧中条村	459, 280 17, 200 14, 320	旧鬼無里村		旧豊野町旧信州新町		
	須坂市	79,120							
	千曲市	109,920	旧更埴市	57,520	旧上山田町	19,360	旧戸倉町 3	3,040	
出資金	坂城町	31,600							
	小布施町	25,120							
	高山村	19,360							
	信濃町	25,120							
	小川村	15,040							
	飯綱町	36,560	旧牟礼村	19, 360	旧三水村 1	7,200			
	計	900,000			-	-	-		•
助成	長野県	100,000							
	合 計	1,000,000							

※出資金及び助成金は、平成4年度・平成5年度の2か年で均等に払いこまれたもの

現状と課題

長野広域連合では、広域行政圏施策の廃止に伴い、長野地域ふるさと市町村圏計画は平成24年度をもって廃止することといたしましたが、引き続きその基本理念に基づき、長野地域ふるさと基金の運用益や県の元気づくり支援金を活用しながら、長野地域の特色を活かしたソフト事業(※1)を実施しています。

なお、長野地域ふるさと基金は、安全かつ有利な運用先として、金融機関のほか、長野広域連合の 老人福祉施設建設及びごみ処理施設整備に係る建設費の一部への貸付け(令和元年度末貸付額 563,284 千円)を行っていますが、今後も安全かつ有利な方法による基金運用益の確保が課題となっています。

また、関係市町村においては、個々の市町村の個性・特色を踏まえた地域づくりを進めていますが、 持続可能な地域社会を創生するとともに、圏域全体を活性化し発展させていくことを目的に、長野市 が中心となった連携中枢都市圏構想が、平成28年3月からスタートしました。

これにより、低金利による基金運用益の減少を考慮しつつ、広域連合としてどのような事業を取り 組んでいくかが重要となっています。

※1 実施したソフト事業 (平成28年度~令和2年度)

事業名	内容
人が集う地域づくりプロジェクト事業	・観光動態調査及び意向調査(H28) ※元気づくり支援金対象事業
	・広域ガイドブック作成(H28) ※元気づくり支援金対象事業
	・トートバック作成(H28)
	・うみやまマップ改定版増刷(H29・30)
	・長野地域を紹介するホームページの更新等
	・プロモーション映像の放映

事業名	内容
長野地域スポーツ振興事業	・プロスポーツチームによる出張スポーツ交流
	〔野球〕信濃グランセローズ(R1 から休止)
	〔サッカー〕 AC長野パルセイロ
	〔バスケットボール〕信州ブレイブウォリアーズ
	〔バレーボール〕長野ガロンズ(H3O から開始)
	〔フットサル〕ボアルース長野(R1 から開始)
	・公式戦応援(H30)
	・スポーツボランティア体験 (RI) - ※元気づくり支援金対象事業
	・スポーツジャーナリズム体験(R2)

今後の方針及び施策

- 長野地域ふるさと基金の運用益を活用し、長野地域の一体感を醸成するため、関係市町村と連絡調整を行いながら、長野地域の特性を活かした魅力ある地域づくりの一助になるような事業を 実施します。
- 長野地域ふるさと基金については、その適正な運用に努めるとともに、関係市町村と協議しながら必要に応じて基金の取崩しによる活用方法についても検討を行います。
- 長野地域のプロスポーツチームと、関係市町村の幼稚園・保育園・小学校・中学校の子ども達 との交流を行う事により、子ども達の健全な心身の育成に寄与し、併せて長野地域の一体感を醸 成します。
- リニューアルした長野広域連合のホームページについて、更なる内容の充実を図り、長野地域の魅力をより感じられるようなサイト運営を目指します。

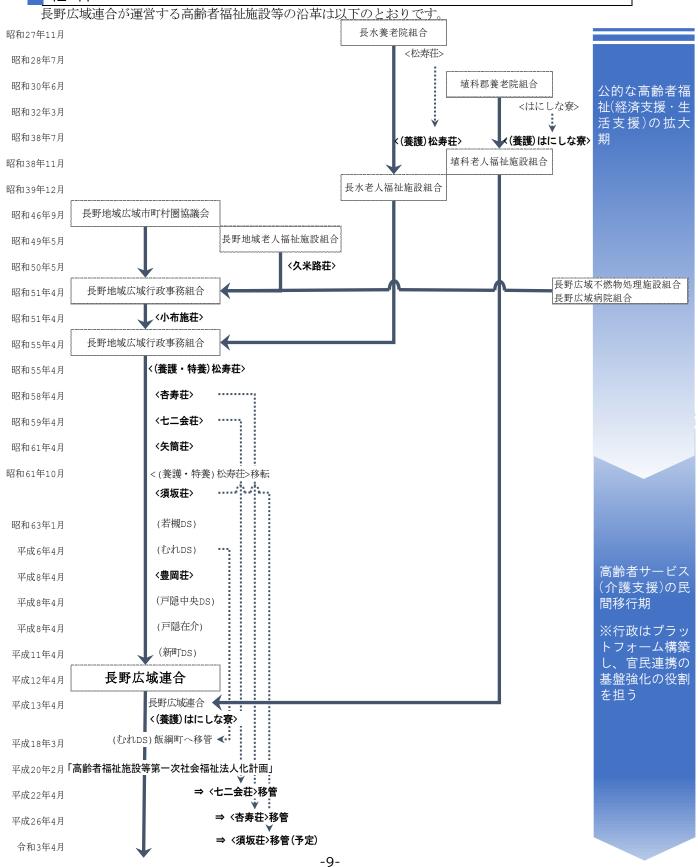
	SDG s 目標	ターゲットにおけるキーワード
3 すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健 康的な生活を確保し、福祉を促進す る	若年層の健全な心身を育み、精神保健及び福祉を促進する(3-4)
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正 な質の高い教育を提供し、生涯学習 の機会を促進する	持続可能なライフスタイルや文化多様性の知識を習得する(4-7)
16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	情報への公共アクセスを確保(16-10)

	SDG s 目標	ターゲットにおけるキーワード
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段 を強化し、グローバル・パートナー シップを活性化する	効果的な官民のパートナーシップの推進 (17-17)

2

高齢者福祉施設等の管理及び運営に関すること

経 緯



※下表の「事業区分」欄の表記は、以下の記載項目を表しています。

養護 … 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること。

特養 … 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること。

デイ … デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務

在介 … 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務

事業区分	年 月	内 容
養護	昭和 28 年 7 月	経済的な支援を要する高齢者を保護するため、長水養老院組合(長野市外上水内郡9町村で構成)が「松寿荘」を開設。当初の利用者は21人
養護	昭和30年3月	松寿荘を増築し、定員を 120 人に増員
養護	昭和32年3月	埴科郡養老院組合(坂城町外埴科郡7町村で構成)」が定員50人の「はにしな寮」を開設
養護	昭和 38 年 7 月	老人福祉法の施行により、目的別の施設区分が設けられる。 「松寿荘」、「はにしな寮」はそれぞれ「養護老人ホーム」に位置 づけされる
養護	昭和 40 年 5 月	増築により「はにしな寮」の定員を75人に増員
特養	昭和 50 年 5 月	長野地域老人福祉施設組合(長野市外 17 市町村で構成)が、信州 新町に「特別養護老人ホーム久米路荘(定員 70 人)」を開設
特養	昭和 51 年 4 月	長野地域広域行政事務組合(長野地域老人福祉施設組合外 2 組合 1 協議会が統合改組)が、小布施町に「特別養護老人ホーム小布施荘 (定員 70 人)」を開設
養護特養	昭和 55 年 4 月	長水養老院組合を長野地域広域行政事務組合(長野市外 17 市町村で構成)に統合。 この組織統合に合わせ「松寿荘」を改修し、養護老人ホームの定員を 100 人増員するとともに、定員 120 人の特別養護老人ホームも併設。(現在も「養護・特養併設」施設として運営)
養護	昭和 57 年 5 月	「はにしな寮」を現在地に移転し、定員を60人に減員
特養	昭和 58 年 4 月	更埴市(現千曲市)に「特別養護老人ホーム杏寿荘(定員 70 人・ 短期入所定員 4 人)」を開設
特養	昭和 59 年 4 月	長野市七二会に「特別養護老人ホーム七二会荘(定員 70 人・短期 入所定員 4 人)を開設
養護 特養	昭和 60 年 7 月	長野市地附山地すべり災害により「松寿荘」が全壊
特養	昭和61年4月	牟礼村(現飯綱町)に「特別養護老人ホーム矢筒荘(定員 70 人・ 短期入所定員 4 人)」を開設
養護特養	昭和 61 年 10 月	「松寿荘」を現在地へ移転新築。養護老人ホームの定員 100 人 (増減 0)・特別養護老人ホームの定員 70 人(50 人減員)で事業 再開

事業区分	年 月	内 容
		同じく、災害復旧施設として「特別養護老人ホーム須坂荘(定員 70 人、短期入所定員 4 人)」を新築
デイ	昭和 63 年 1 月	長野市が特別養護老人ホーム松寿荘に併設して設置した「若槻デイサービスセンター(定員 25 人)」の管理・運営を受託
在介		戸隠村 (現長野市) が特別養護老人ホーム豊岡荘に併設して設置 した「戸隠村在宅介護支援センター」の管理・運営を受託
デイ	平成6年4月	牟礼村(現飯綱町)が特別養護老人ホーム矢筒荘に併設して設置 した「むれデイサービスセンター(定員 15 人)」の管理・運営を 受託
特養	平成8年4月	戸隠村(現長野市)に「特別養護老人ホーム豊岡荘(定員 50 人・ 短期入所定員 10 人)」を開設
デイ		戸隠村(現長野市)が特別養護老人ホーム豊岡荘に併設して設置 した「戸隠中央デイサービスセンター(定員 15 人)」の管理・運営 を受託
特養	平成 11 年 4 月	「特別養護老人ホーム久米路荘」を現在地へ移転新築。定員 80 人、 短期入所定員 20 人に増員
デイ		信州新町(現長野市)が特別養護老人ホーム久米路荘に併設して 設置した「信州新町デイサービスセンター (定員 23 人)」の管理・ 運営を受託
特養	平成 12 年 4 月	「長野広域連合」が発足。高齢者福祉の設置・運営主体も長野広域 連合へ移行 介護保険制度が施行され、特別養護老人ホームは介護老人福祉施設 (介護保険施設) に位置づけされる。
デイ		また、デイサービスセンターは通所介護事業所(介護保険サービス) に位置づけされる 「むれデイサービスセンター」、「戸隠中央デイサービスセンター」 の定員を25人に増員。 「信州新町デイサービスセンター」の定員を30人に増員
在介		須坂市が特別養護老人ホーム須坂荘に併設して設置した「須坂市在 宅介護支援センター」の管理・運営を受託
養護	平成 13 年 4 月	埴科老人福祉施設組合(昭和 38 年 埴科郡養老院組合が改組)を長 野広域連合へ統合するのに伴い、「養護老人ホームはにしな寮」も 施設移管
特養	平成 17 年 4 月	「特別養護老人ホーム小布施荘」を全室個室・小規模単位居住型 施設として全面改築
デイ	平成 18 年 3 月	「むれデイサービスセンター」の運営を飯綱町へ移管
養護	平成 18 年 10 月	「松寿荘(養護)」及び「はにしな寮」が、入所者が介護保険 サービスを利用することができる 「特定施設入居者生活介護事業 所(外部サービス利用型)」の指定を受ける。

事業区分	年 月	内 容
養護特養	平成 20 年 2 月	「長野広域連合高齢者福祉施設等在り方検討懇話会」の提言を受け、 段階的な社会福祉法人化を進める「長野広域連合高齢者福祉施設等 第一次社会福祉法人化計画」を決定
在介	平成 20 年 3 月	「須坂市在宅介護支援センター」を須坂市へ移管
特養	平成22年3月	「特別養護老人ホーム七二会荘」を社会福祉法人長野南福祉会へ 移管
養護	平成 24 年 2 月	施設整備と健全運営等を研究する「長野広域連合養護 老人ホームあり方検討会」を組織し、検討結果を取りまとめる。
特養	平成 26 年 3 月	「特別養護老人ホーム杏寿荘」を社会福祉法人大志会へ移管
特養	令和3年3月	「特別養護老人ホーム須坂荘」を社会福祉法人グリーンアルム 福祉会へ移管(予定)
デイ		「若槻デイサービスセンター」の事業を休(廃)止

現状と課題

老人ホーム等の高齢者福祉サービスの提供は行政が中心に担ってきましたが、簡素で効率的な行政への転換に関心が高まっている中、介護保険制度の運用も始まり高齢者福祉サービスの供給は、それぞれのサービスの目的を損なうことなく行政から民間事業者へ移行しており、利用者は多様なサービス提供者を選択できるようになりました。



図1 養護老人ホーム 施設数・定員の推移

(厚労省:社会福祉施設等調査)

図2 特別養護老人ホーム 施設数・定員の推移

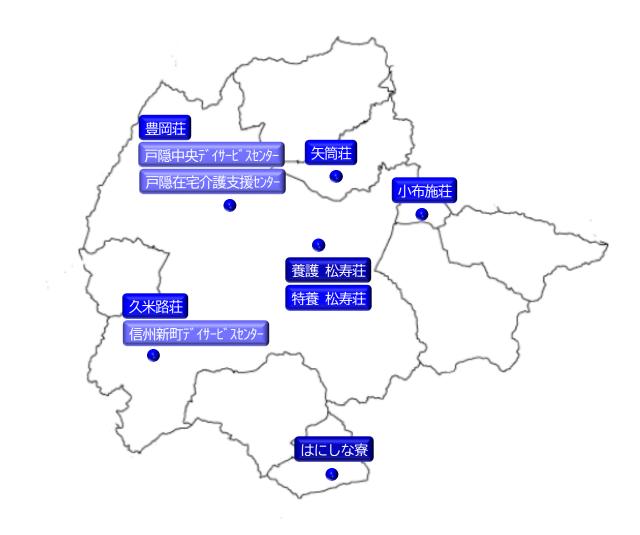


(厚労省:介護サービス施設・事業所調査)

こうした中、現在、長野広域連合では7つの高齢者福祉施設で 12 の事業(養護老人ホーム 2、特別養護老人ホーム 6、デイサービスセンター 3、在宅介護支援センター 1 表1のとおり。)を運営しています。

表1 長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等

区分	施設名	所在地	認可年月日	施設定員	短期入所 事業定員	居室数	(内、個室)
養護	はにしな寮	埴科郡坂城町	S31.7.1	60人	4人	39 室	(10室)
養護	松寿荘	長野市上野二丁目	S28. 1. 1	100人	-	60 室	(20室)
特養	松寿荘	長野市上野二丁目	S55.4.1	70 人	4人	20 室	_
特養	久米路荘	長野市信州新町	S50.4.28	84 人	16人	47 室	(28室)
デイサービス	信州新町デイサービスセンター	長野市信州新町	H11.4.1	(30人)	_	_	_
特養	小布施荘	上高井郡小布施町	S51.4.5	70人	8人	78 室	(78室)
特養	矢筒荘	上水内郡飯綱町	S61.4.1	72 人	8人	21 室	(1室)
特養	豊岡荘	長野市戸隠	H8.4.1	50人	10人	19室	(2室)
デイサービス	戸隠中央デイサービスセンター	長野市戸隠	Н8.4.1	(25人)	-	_	_
在介	戸隠在宅介護支援センター	長野市戸隠	Н8.4.1	_	-	_	-



(1)〈養護老人ホームの設置、管理及び運営〉

養護老人ホームは、市町村が「措置(または「入所の委託」)」によって心身の状況、環境の状況 及び経済的理由により在宅での日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の高齢者を救済するための 施設で、高齢者福祉において大切な役割を担っています。

表2のとおり、長野広域圏内には5施設(定員計290人)が設置・運営されており、このうち2施設(定員計160人)を長野広域連合が設置・運営しています。

表2 長野広域連合区域内の養護老人ホーム

名称	設置主体	認可(届出) 年月日	定員(人)
松寿荘	長野広域連合	\$28.1.1	100
尚和寮	(福)長野市社会事業協会	\$22.3.31	50
寿楽園	(福)睦会	Н18.3.27	50
普携寺香風園	(福)千聖会	\$27.11.1	30
はにしな寮	長野広域連合	\$31.6.25	60

(長野県:令和2年度社会福祉施設名簿(2020年4月1日現在)

介護保険制度の運用から 20 年余経過し、介護保険施設の整備が図られているのと合わせ、高齢者の 自立した生活を支援するための「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者住宅」も増加しています。

このように要援護高齢者に対する支援の選択肢が多様になっていることもあり、心身の状況、環境の状況及び経済的理由で日常生活に支障があるため市町村の措置を要する高齢者は、養護老人ホームの定員に対して少ない状況が続いています。こうした状況を踏まえ、社会福祉法人が運営している一部の養護老人ホームでは、長野広域管外に居住する措置対象者の入所によって空床期間の短縮を図る工夫が見られます。

「養護松寿荘」と「はにしな寮」の定員の合計数は、長野広域管内の養護老人ホームの総定員数の 55%を占める一方、恒常的な空床もあることから、定員数の見直しも含めて養護老人ホームの運営の 在り方について見直しが必要となっています。

また、現入所者の高齢化が進み、日常生活動作の低下により介護支援を必要とする入所者が年々増加している状況もあり、外部介護サービスを利用しながら、入所者の生活支援や介護ニーズの対応に努めていますが、施設の老朽化や多床室であることなどにより、入所者の安全面やプライバシー確保のための居住環境の見直しも課題となっています。

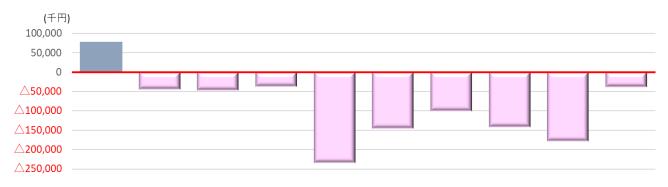
(2)<特別養護老人ホームの設置、管理及び運営>

介護保険制度の運用開始により、特別養護老人ホームの施設数及び定員は一貫して増加しています。 民間事業者がこの増加をけん引する一方で、行政が運営する特別養護老人ホームは減少しており (図2参照)、競合する行政の施設は民間への移管が進んでいることがうかがえます。

こうした行政の役割変化を踏まえ、「段階的に社会福祉法人化を進めることが適当」とする長野広域 連合高齢者福祉施設等の在り方懇話会の提言を受け、七二会荘、杏寿荘、須坂荘の3施設を対象とし た「第一次社会福祉法人化推進計画」を策定し、段階的に法人化を進めてきました。同時に、増加 傾向にある認知症状や重度の要介護状態の利用者に適切な介護サービスを提供し続けられるよう 研修などにより職員の資質や介護技術の向上にも努めています。 しかし、施設の運営や維持管理に要する費用は膨大で、運営経費が介護サービス収入を上回る 状態が構造化(図3)しており、不足する財源を補填してきた財政調整基金の枯渇が迫っています。 こうした中、長野広域連合が運営する全ての施設を安全・安心な状態に維持し続けるのに必要な新た な財源の確保が課題となっています。

また、効率的な行政運営及び福祉サービスの向上のため、引き続き、施設の法人移管等のスリム化を推進する必要があります。

図3 長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計 会計年度別純収支差



(単位:千円)

老福特会	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1
歳入(①)	3, 401, 539	3, 253, 728	3, 166, 091	3, 242, 059	3, 049, 491	2, 720, 802	3, 043, 700	2, 826, 453	2, 806, 483	2, 766, 648
(内 市町村負担金)	0	0	0	0	14, 292	14, 221	14, 153	44,029	43, 930	131, 479
(内 基金繰入A)	360, 903	331,965	289, 219	232, 727	370, 405	255, 049	242, 895	256, 448	271, 724	136, 527
歳出(②)	3, 268, 131	3, 142, 820	3, 077, 275	3, 144, 309	3, 018, 118	2, 647, 819	2, 977, 756	2, 780, 215	2, 761, 129	2, 716, 498
(内 償還金)	208, 005	207, 164	206, 256	203, 725	207, 693	184, 267	176, 131	203, 499	180, 752	135, 004
(内 基金積立®)	305, 075	174, 475	151,727	96,098	103, 853	35, 917	74,664	66,694	46,842	46,074
純収支差 ((①-④)-(②-B))	77,580	△46,582	△48,676	△38, 879	△235, 179	△146, 149	△102, 287	△143, 516	△179, 528	△40, 303

(3)〈デイサービスセンターの管理及び運営〉

デイサービスセンターは、在宅で生活する要援護老人の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、家族の身体的・精神的負担の軽減を主な目的とする通所介護の事業です。 信州新町及び戸隠中央デイサービスセンターは、併設するそれぞれの特別養護老人ホームと一体的に 運営しており、利用者の住み慣れた地域のデイサービスセンターとして定着・利用されています。

信州新町デイサービスセンターは長野市信州新町地域において、また、戸隠中央デイサービスセンターは長野市戸隠地域においてデイサービスを提供する地域で唯一の事業所であり、年間平均利用率は7割程度で推移しています。

それぞれ中山間地域においてデイサービスを提供しており、利用者の居宅が広範囲で、高低差も 大きいため、送迎のために多くの時間と運転する職員を必要とすることが課題となっています。

図4 長野広域連合デイサービスセンターの利用状況の推移



施設名	定員		H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1
戸隠中央デイサービスセンター	25 人	平均利用者数(人)	16.3	16.1	15.9	17.5	18.4	18.5	18.6	17.0
		平均利用率	65.2%	64.4%	64.0%	70.0%	73.4%	74.1%	74.3%	67.8%
信州新町デイサービスセンター	30人	平均利用者数(人)	20.6	21.9	21.2	20.2	21.1	22.4	22.2	21.7
		平均利用率	68.7%	73.0%	70.6%	67.4%	70.3%	74.6%	74.1%	72.3%

(4)〈在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務〉

戸隠在宅介護支援センターは、介護保険をはじめとした医療・保健・福祉の戸隠地区における主要な相談窓口として重要な役割を果たしてきました。(利用状況は、 平成 30 年度 2,658 件、令和元年度 2,857 件)

しかし、要援護者や家族の中には、適切なサービスの情報を得られないまま生活を続けている場合 もみられ、介護の重度化を防ぐことや家族への支援など在宅介護支援センターの関わりが今まで以上 に求められるケースがみられます。

今後の方針及び施策

《「高齢者福祉施設等在り方検討分科会」の報告を踏まえ記載を予定》



老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること

経緯

年 月	内 容
平成5年4月	老人福祉法の一部改正に伴い、(市) 町村ごとに入所判定事務を行うこととされたため、長野広域圏 15 町村から共同処理要請があり、長野広域行政組合に入所判定委員会を設置(委員8人で構成)
平成 12 年 4 月	介護保険法施行に伴い、特別養護老人ホームの入所判定が不要になり、入所判定対象が養護老人ホームに限定される。 長野市、須坂市及び更埴市(現千曲市)3市からの共同処置要請を請け、新たに長野広域連合に入所判定員会を設置(委員5人で構成)

現状と課題

高齢化により介護ニーズが増加する中、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の充実が図られています。

一方で、経済的な理由や家族や住居の状況など、現在の環境の下では在宅での生活に支障がある ものの介護保険法による施設サービスの利用ができない高齢者もいます。こうした高齢者の生活を 支援する施設として、養護老人ホーム(老人福祉法)が設けられており、入所に当たっては市町村が 入所判定委員会の意見を踏まえて措置を決定します。

長野広域連合の養護老人ホーム入所判定委員会は、あらかじめ計画する年3回の委員会において 委員同士の協議を通じて、措置の要否について公平、公正かつ適正な判定に努めています。また、 猛威を振るう自然災害により被災した高齢者など生活支援について速やかな要否判定が求められる 場合には、書面を通じた合議により迅速な対応に努めています。



今後の方針及び施策

○ 入所措置の基準に基づき、公平、公正で適正かつ迅速な判定を堅持します。

	SDGs 目標	ターゲットにおけるキーワード		
3 ずべての人に 健康と福祉を ── ◇ ◇◇	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活 を確保し、福祉を推進する	基礎的な保健サービスへのアクセス (3-8)		
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供 するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	説明責任のある透明性の高い審査会運営 (16-6)		

○ 長野広域管内の入所措置の状況や待機者の状況について、関係市町村及び長野広域管内の施設 と連携し、正確な情報の把握により迅速な高齢者支援に努めます

	SDGs 目標	ターゲットにおけるキーワード
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、 グローバッレ・パートナーシップを活性化する	効果的な官民のパートナーシップの 推進(17-17)



介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び 関係市町村が行う事務に関すること

経 緯

年 月	内 容
平成9年12月	介護保険法成立
平成 11 年 4 月	長野広域行政組合に介護認定審査室を新設
平成 11 年 10 月	準備認定を開始 審査会は、委員数 180 人 36 合議体により構成
平成 12 年 4 月	介護保険法施行 長野広域連合の発足に伴い、介護認定審査室を介護認定審査課に名称変更
平成 13 年 5 月	審査会委員の代表による審査判定適正化委員会を設置し、合議体間の平準化 への取り組みを強化
平成 14 年 10 月	介護認定審査会システムの市町村ネットワーク運用開始
平成 16 年 4 月	更新に係る要介護認定有効期間が12ヶ月から最大24ヶ月に拡大される
平成 21 年 4 月	介護保険制度の改正に基づき、認定調査の調査項目等の見直しにより、新基 準を導入
平成 24 年 4 月	介護保険法施行規則の改正により、要介護認定有効期間の上限が新規申請3 ~6か月から3~12か月に拡大された。
平成 25 年 1 月	審査会委員として 10 年以上の者に感謝状を贈呈することとした。
平成 27 年 4 月	介護保険法施行規則の改正により、新しい総合事業を実施する市町村について、更新に係る要介護認定有効期間が、一律に原則 12 か月、上限 24 か月に延長された。
平成 30 年 4 月	介護保険法施行規則の改正により、更新に係る要介護認定有効期間の上限が 36 か月に延長された。

現状と課題

長野広域連合における令和元年度の審査判定は、審査会回数 679 回、審査判定件数 27,278 件となっており県内広域連合の中で最大の規模になっています。

- 1 介護認定審査会の設置・運営状況
 - ・1 合議体の委員定数を5人とする36合議体で構成し、委員総数は180人となっています。
 - ・審査会は、日曜日・祝日を除き一日当たりおよそ3合議体を開催しています。
 - ・審査会は、長野会場で開催するほか、須坂会場と千曲会場でも各週1回分散開催しています。
- 2 公正・公平な審査判定への取り組み
 - ・審査会委員に対して研修等を実施するとともに、審査判定適正化委員会を組織して、合議体間

の判定の平準化を図っています。

- ・市町村の認定調査員に対して、より的確な認定調査が行えるよう県と共同で研修会を実施して います。
- ・医療との連携を深めるために、医師会等との連絡調整に努めています。

介護認定審査会の運営に当たっては、公正・公平で適正な審査・判定に努めていますが、更に迅速な審査・判定に取り組む必要があります。

また、気候変動により増えている自然災害や治療法が確立されていない感染症の拡大等のため、 審査会場において対面による審査・判定が困難となる場合が想定されます。こうした場合でも、適正 かつ迅速に必要な審査・判定が継続できる備え(非対面での審査会運営)の必要性が高まっています。

●介護認定審査会 審査判定件数の推移										
	Н2	7	Н	28	H	129	Н	30		R1
	件数(件)	前年比	件数 (件)	前年比	件数 (件)	前年比	件数 (件)	前年比	件数 (件)	前年比
新規申請	6, 148	96.6%	6,094	99.1%	6, 187	101.5%	5,981	96.7%	6, 165	103.1%
更新申請	20, 338	104.4%	20, 167	99.2%	18,839	93.4%	16,746	88.9%	17,044	101.8%
変更申請	2,055	105.4%	2, 245	109.2%	2, 408	107.3%	2, 447	101.6%	2, 494	101.9%
介護申請	1,404	114.1%	1,443	102.8%	1,437	99.6%	1,537	107.0%	1,629	106.0%
合計	29, 945	103.1%	29,949	100.0%	28,871	96.4%	26,711	92.5%	27,332	102.3%
審査会回数	746	102.1%	744	99.7%	718	96.5%	663	92.3%	688	103.8%

[※] 生活保護法による介護扶助を含む。

[※] 令和元年東日本台風に係る有効期間の特例適用者 54 人を含む。

●市町村別 審査	●市町村別 審査判定件数の推移									
	H2	7	H	28	H	129	Н	30		R1
	件数(件)	前年比	件数 (件)	前年比	件数 (件)	前年比	件数 (件)	前年比	件数 (件)	前年比
長野市	21, 494	104.7%	21,478	99.9%	20,584	95.8%	18,891	91.8%	19, 265	102.0%
須坂市	2, 231	102.0%	2, 227	99.8%	2, 171	97.5%	2, 116	97.5%	2, 133	100.8%
千曲市	3,098	100.9%	3, 158	101.9%	3,070	97.2%	2,834	92.3%	2, 994	105.6%
坂城町	684	94.6%	700	102.3%	728	104.0%	718	98.6%	702	97.8%
小布施町	499	94.0%	531	106.4%	500	94.2%	473	94.6%	491	103.8%
高山村	334	96.3%	343	102.7%	374	109.0%	367	98.1%	347	94.6%
信濃町	557	94.4%	474	85.1%	540	113.9%	498	92.2%	516	103.6%
小川村	270	96.1%	278	103.0%	230	82.7%	211	91.7%	212	100.5%
飯綱町	734	103.1%	715	97.4%	622	87.0%	565	90.8%	620	109.7%
介護扶助	44	81.5%	45	102.3%	52	115.6%	38	73.1%	52	136.8%
計	29, 945	103.1%	29,949	100.0%	28, 871	96.4%	26,711	92.5%	27, 332	102.3%

[※] 生活保護法による介護扶助を含む。

[※] 令和元年東日本台風に係る有効期間の特例適用者 54 人を含む。

今後の方針及び施策

○ 事前に基本調査と内容と基準との整合を確認するなど、審査会事務局の役割を的確に遂行する ことを通じて、公正・公平で適正、かつ、迅速な審査・判定に努めます。また、判定結果の問い 合わせには丁寧な説明に努めます。

	SDGs 目標	ターゲットにおけるキーワード
3 すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活 を確保し、福祉を推進する	基礎がな保健サービスへのアクセス (3-8)
16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	説明責任のある透明性の高い審査会運営 (16-6)
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバン・パートナーシップを活性化する	基本調査内容及び特記事項の均質化及び 一貫性の補強(17-14)

○ 保健・医療・福祉分野の関係団体との情報交換を図り、委員の推薦など審査会の運営に必要な 連携を図ります。

	SDGs 目標	ターゲットにおけるキーワード				
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、 グローバッレ・パートナーシップを活性化する	効果的な官民のパートナーシップの推進 (17-17)				

○ 災害等の緊急時においてもできる限り中断することなく審査・判定が継続できる仕組みを検討 します。

	SDGs 目標	ターゲットにおけるキーワード
13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	自然災害 (気候関連災害) 等に対する対応力 の強化(13-1)



障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び 関係市町村が行う事務に関すること

経緯

年 月	内 容
平成 17 年 10 月	障害者自立支援法が成立した。
平成 18 年 1 月	障害程度区分認定審査会の運営を新年度から開始するため、介護認定審査課 に職員を配置した。
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法施行 長野広域連合にて、障害程度区分認定審査会の設置・運営業務を開始した。
平成 25 年 4 月	法改正により、障害者総合支援法が施行され、障害程度区分が「障害支援区分」に変更されると共に、障害種別に新たに「難病等」が追加された。

現状と課題

長野広域連合における令和元年度の審査判定については、審査会開催回数46回、審査判定件数1,258件となっており県内広域連合の中で最大の規模になっています。

- 1 認定審査会の設置・運営状況
 - ・1合議体の委員定数を5人とする4合議体で構成し、委員総数は20人となっています。
 - ・審査会は、概ね月4回、長野会場で開催しています。(土・日曜日・祝日を除く。)
- 2 公正・公平な審査判定への取り組み
 - ・審査会委員に対して研修等を実施するとともに、合議体間の判定の平準化を図っています。
 - ・医療との連携を深めるために、医師会等との連絡調整に努めています。

審査会の運営に当たっては、より公正・公平で適正な審査・判定のため、認定調査の内容と基準との整合の確認など審査会事務局の的確な事前準備が求められています。

また、気候変動により増えている自然災害や治療法が確立されていない感染症の拡大等のため、 審査会場において対面による審査・判定が困難となる場合が想定されます。こうした場合でも、適正 かつ迅速に必要な審査・判定が継続できる備え(非対面での審査会運営)の必要性が高まっています。

● 障害支援区分認定審査会 審査判定件数の推移

	H27 H28		28	H29		H30		R1		
	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比
新規申請	341	122.7%	353	103.5%	344	97.5%	362	105.2%	382	105.5%
更新申請	1,221	181.4%	750	61.4%	860	114.7%	1,146	133.3%	855	74.6%
変更申請	49	144.1%	43	87.8%	27	62.8%	30	111.1%	21	70.0%
合計	1,611	163.6%	1,146	71.1%	1,231	107.4%	1,538	124.9%	1,258	81.8%
審査会回数	48	120.0%	40	83.3%	43	107.5%	53	123.3%	46	86.8%

● 障害区分別 審査判定件数

	H27		H28		H29		H30		R1	
	件数 (件)	構成比								
身体	300	18.6%	184	16.1%	217	17.6%	259	16.8%	207	16.5%
知的	599	37.2%	429	37.4%	445	36.1%	573	37.3%	471	37.4%
精神	404	25.1%	308	26.9%	310	25.2%	404	26.3%	325	25.8%
難病	1	0.1%	3	0.3%	2	0.2%	2	0.1%	5	0.4%
身体•知的	203	12.6%	123	10.7%	184	14.9%	197	12.8%	142	11.3%
知的•精神	68	4.2%	59	5.1%	37	3.0%	64	4.2%	63	5.0%
その他	36	2.2%	40	3.5%	36	2.9%	39	2.5%	45	3.6%
合計	1,611	100.0%	1,146	100.0%	1,231	100.0%	1,538	100.0%	1,258	100.0%
審査会回数	48		40		43		53		46	

● 市町村別 審査判定件数の推移

	H2	27	H2	28	H2	29	НЗ	30	R	1
	件数 (件)	構成比								
長野市	1, 160	72.0%	800	69.8%	863	70. 2%	1,092	71.0%	851	67. 7%
須坂市	156	9.7%	104	9.1%	100	8. 1%	157	10. 2%	113	9.0%
千曲市	134	8.3%	127	11.1%	150	12. 2%	137	8.9%	165	13. 1%
坂城町	39	2.4%	23	2.0%	43	3. 5%	48	3. 1%	25	2.0%
小布施町	23	1.5%	19	1.6%	15	1.2%	22	1.4%	28	2. 2%
高山村	18	1.1%	10	0.9%	15	1.2%	21	1.4%	15	1. 2%
信濃町	25	1.6%	21	1.8%	14	1. 2%	21	1.4%	23	1.8%
小川村	12	0.7%	15	1.3%	10	0.8%	15	1.0%	15	1. 2%
飯綱町	44	2. 7%	27	2.4%	21	1. 7%	25	1. 6%	23	1.8%
合計	1,611	100.0%	1, 146	100.0%	1, 231	100.0%	1, 538	100.0%	1, 258	100.0%

今後の方針及び施策

○ 認定調査の内容の確認など審査会事務局における的確な事前準備を通じて、公正・公平で適正、かつ、迅速な審査・判定に努めます。また、判定結果の問い合わせには丁寧な説明に努めます。

	SDGs 目標	ターゲットにおけるキーワード
3 すべての人に 健康と福祉を —///◆	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活 を確保し、福祉を推進する	基礎的な保健サービスへのアクセス (3-8)
16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを 提供するとともに、あらゆるレベルにおいて 効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	説明責任のある透明性の高い審査会運営 (16-6)
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、 グローバッレ・パートナーシップを活性化する	基本調査内容及び特記事項の均質化及び 一貫性の補強(17-14)

○ 保健・医療・福祉分野の関係団体との情報交換を図り、委員の推薦など審査会の運営に必要な 連携を図ります。

	SDGs 目標	ターゲットにおけるキーワード
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施 手段を強化 し、グローバル・パートナーシップを活性化 する	効果的な官民のパートナーシップの推進 (17-17)

○ 災害等の緊急時においてもできる限り中断することなく審査・判定が継続できる仕組みを検討 します。

	SDGs 目標	ターゲットにおけるキーワード
13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	自然災害 (気候関連災害) 等に対する対応力 の強化(13-1)



ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連 して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (既存の施設に係る事務及び小布施町を除く)

経緯

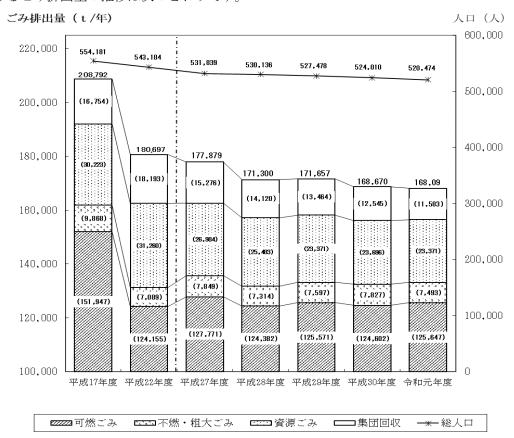
年 月	内 容
平成9年1月	長野地域のごみ処理広域化は、旧厚生省の「ごみ処理に係るダイオキシン類発
から	生防止等ガイドライン」(平成9年1月)及び「ごみ処理の広域化計画について」
平成 12 年 3 月	(平成9年5月)に基づき、平成11年3月に長野県が「長野県ごみ処理広域化
まで	計画」を策定した。これを受け、平成12年3月に「長野地域ごみ処理広域化基
	本計画」を策定した。
平成 14 年 3 月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行う。
平成 15 年 12 月	焼却施設を長野市内(A焼却施設)及び更埴ブロック内(B焼却施設)に、最
	終処分場を須高ブロック内に建設することを決定した。
平成 17 年 11 月	A焼却施設の建設候補地が長野市大豆島地区と選定される。
平成 18 年 3 月	「長野地域ごみ処理広域化計画(平成14年3月)」の見直しを行う。
平成 21 年 1 月	「長野地域循環型社会地域計画」を策定した。
平成 21 年 8 月	B焼却施設の建設候補地が千曲市屋代地区と選定される。
	最終処分場の建設候補地が須坂市仁礼地区と選定される。
平成 22 年 3 月	「長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会」を設置した。
平成 23 年 2 月	「ごみ処理広域化基本計画(平成 18 年 3 月)」を改定した。
平成 24 年 3 月	「A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成 25 年 1 月	大豆島地区住民自治協議会からA焼却施設建設について基本同意を得る。
平成 25 年 3 月	「ごみ処理広域化基本計画(平成23年2月)」を一部修正した。
平成 25 年 3 月	大豆島地区住民自治協議会、長野市、長野広域連合の三者にてA焼却施設建設
	に関する協定を締結した。
平成 26 年 1 月	「長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会」を設置した。
平成 26 年 12 月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画(第2期)」を策定した。
平成 27 年 3 月	「ごみ処理広域化基本計画(平成23年2月)」を改定した。
平成 27 年 4 月	「B焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成 27 年 7 月	A焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。
平成 27 年 10 月	須坂市仁礼町区から最終処分場建設について基本同意を得る。
平成 27 年 12 月	須坂市仁礼町区、須坂市、長野広域連合の三者にて最終処分場建設に関する基本協会な経生した。
	本協定を締結した。

年 月	内 容
平成 28 年 3 月	屋代第五区及び屋代中島ごみ焼却施設対策委員会からB焼却施設建設につい
	て基本同意を得る。
平成 28 年 5 月	A焼却施設の建設工事に着手した。
平成 29 年 3 月	屋代第六区及び屋代第六区街つくり運営委員会からB焼却施設建設について
	基本同意を得る。
	屋代第五区、屋代第六区、千曲市、長野広域連合の4者にてB焼却施設建設に
	関する基本協定を締結した。
平成30年2月	最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書を公告した。
平成30年5月	最終処分場建設工事(本体工事)及び最終処分場浸出水処理施設建設工事請負
	契約を締結した。
平成 30 年 7 月	A焼却施設の正式名称を「ながの環境エネルギーセンター」に決定した。
	最終処分場の建設工事に着手した。
平成30年8月	B焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。
平成 31 年 2 月	A焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」が竣工した。
平成 31 年 3 月	ながの環境エネルギーセンターの本稼働を開始した。
令和元年5月	B焼却施設の建設工事に着手した。
令和2年9月	最終処分場建設工事(本体工事)が竣工した。
令和3年1月	最終処分場浸出水処理施設建設工事が竣工した。
令和3年2月	最終処分場の本稼働を開始した。

現状と課題

1 ごみ排出量の推移

○ 平成 17 年度から平成 27 年度までの 5年ごとのごみ排出量と、平成 27 年度からの 5年間に おけるごみ排出量の推移は次のとおりです。



○ ごみ処理の有料化が平成 18 年から平成 22 年の間に6市町村で行われたこと等により、ごみ排出量は大きく減少し以降減少傾向が続いています。ここ5年間は、集団回収及び資源ごみの排出量は減少していますが、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの排出量は横ばいで推移しています。

2 ごみ焼却施設

○ 長野地域におけるごみ焼却施設の現状は次のとおりです。

設置主体	施設名称	施設型式	稼働年月	施設規模 (t /日)	処理区域
長野広域連合	ながの環境エネルギ ーセンター	全連続式 ストーカ炉 +灰溶融	H31年3月	焼却炉 405 灰溶融炉 22	長野市、須坂市、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	全連続式 ストーカ炉	S54年7月	80	千曲市、坂城町

○ DBO方式(※1)により、ながの環境エネルギーセンターを整備し、長野市清掃センター、須坂市清掃センター及び北部衛生クリーンセンターで行っていた可燃ごみの処理を統合しました。 ※1 DBO方式:民間事業者が施設の設計(Design)建設(Build)及び運営(Operate)を一括して行う方式

- ながの環境エネルギーセンターでごみ焼却により発電された電力は小売電気事業者が買い取り、その一部は長野広域連合が運営する老人福祉施設へ供給されています。また、「電力の地産地消モデル事業」として長野市立の小・中学校・高校へも供給されています。
- 千曲市のB焼却施設整備は、稼働目標が当初予定の平成30年度から3年の遅れが生じており、 竣工は令和4年3月末の見込みとなっています。一方で、施設の廃止予定を延長して稼働を続け ている葛尾組合の焼却施設は老朽化が顕著なことから、新施設の確実な稼働が求められています。
- 令和元年 10 月の令和元年東日本台風(台風第 19 号)による災害ごみが大量に発生し、現在も 処理が続いています。災害ごみの一部について、ながの環境エネルギーセンターでも処理を行っ ています。
- 災害等の緊急時におけるごみ処理について、広域的な相互協力体制を確立する必要があります。

3 最終処分場

○ 長野地域における一般廃棄物最終処分場の現状は次のとおりです。

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積(ha)	埋立容量(㎡)
長野広域連合	長野広域連合一般廃棄物最終処分場	管理型	R3年2月	1.67	85,000

- ながの環境エネルギーセンターでは、排出される副生成物(溶融スラグ、焼却主灰及び焼却飛灰等)の50%以上を有効利用又は民間施設において資源化し、最終処分量の削減を図っています。
- ながの環境エネルギーセンターから排出される、有効利用されなかった溶融スラグ、飛灰処理 物、溶融不適物は、民間委託により最終処分していましたが、最終処分場の稼働後は同施設で最 終処分しています。
- 葛尾組合焼却施設から排出される焼却灰等については、全量を民間委託により最終処分しています。
- 千曲市に建設中のB焼却施設においては、焼却灰等の資源化により最終処分量の削減を図り、 有効利用されない溶融スラグ、飛灰処理物、溶融不適物を須坂市の最終処分場に埋立する予定で す。
- 須坂市に建設した最終処分場の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、次期最終処分場の建設候補地について検討する必要があります。

今後の方針及び施策

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会(※2)の構築を図るため、廃棄物の3R [Reduce (排出抑制)・Reuse (再利用)・Recycle (再生利用)] を総合的に推進します。

※2 循環型社会:循環型社会形成推進基本法より抜粋

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

1 ごみ処理施設の整備

- 千曲市のB焼却施設整備は、葛尾組合の可燃ごみの焼却処理を早期に終了するため、試運転期間からその処理を引継ぐとともに、ながの環境エネルギーセンターで行っている長野市の一部の可燃ごみの焼却処理を統合し、令和4年4月の本稼働を目指します。
- 最終処分場の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、次期最終処分場の建設に向けて、 建設候補地の選定を進めます。

2 ごみ処理施設の管理・運営

- ごみ処理施設の運営に当たっては、安全で安定した運転管理を継続するため、施設の運転・稼働状況を常にモニタリングするとともに、施設の安全性について地域住民の理解と信頼を確保するため、排ガス・処理水等の定期的な測定・分析結果等について適切な媒体を通じ情報公開を行います。
- ながの環境エネルギーセンターでのごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用した、高効率 発電及び熱利用施設への熱供給により地域の低炭素化を促進します。

3 ごみ減量化の推進と災害廃棄物の処理

- 循環型社会の形成に向け、ごみ減量化の広域的な啓発活動や関係市町村相互の協力・連携を促進するとともに、市町村の実情にあった取組を支援します。
- 災害によって発生した廃棄物の処理については、ごみ焼却施設を設置している近隣自治体及び 他の広域連合との連携や相互協力について検討を進めます。

	SDG s 目標	ターゲットにおけるキーワード
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	全ての人々に手ごろで信頼でき、持 続可能かつ近代的なエネルギーへ のアクセスを確保する	・再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大 (7-2)・エネルギー効率の改善率を倍増(7-3)

SDG s 目標		ターゲットにおけるキーワード	
11 住み続けられる まちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	・大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減(11-6)	
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	・環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減(12-4) ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減(12-5)	
13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向か うため、緊急対策を取る	・気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化(13-1)	
16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	・有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展(16.6) ・情報への公共アクセスを確保(16-10)	
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段 を強化し、グローバル・パートナー シップを活性化する	・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する(17-14) ・さまざまなパートナーシップの経験や資源 戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進(17-17)	

7

職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う 事務に関すること

経緯

関係市町村は、従来は独自の職員研修計画や、長野県等の研修計画に基づき、職員能力開発と資質向上のための専門研修を行ってきました。

しかし、より高度で専門的な知識や、広域的な視点の醸成が必要であることから、平成 12 年の長野広域連合の発足を機に、関係市町村の職員の共同研修を新たに長野広域連合の処理する事務として位置づけ、効率的、効果的な職員研修を実施していくことになりました。

現状と課題

共同研修では、関係市町村と連携を図りながら、共同で研修の立案を行うとともに、広域的な視点を醸成するため、広域的なまちづくりや施策といった住民ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる職員として、その資質向上や能力開発を目指した講演や研修を実施してきました。

平成29年度からは、市町村単位では招くのが難しい人物の講演会を主に開催してきました。

現在は長野地域連携中枢都市圏の連携事業により共同で職員研修を行っており、また各市町村では、より高度な知識を得る研修専門事業者のセミナー等で受講するケースが増えており、広域連合で行う職員研修のあり方の見直しが必要です。

○共同研修の実施状況

年 度	内 容	参加者数(人)
	【実務専門研修】 ・「地域づくりコーディネートゲーム研修」 【講演会】	22
平成 28 年度	・株式会社 studio-L 代表取締役 山崎 亮 氏 「コミュニティデザイン~人と人が繋がるしくみをつくる~」	112
	・横浜高校野球部前監督 渡辺 元智 氏 「人生の勝利者たれ〜目標がその日その日を支配する〜」	176
平成 29 年度	【講演会】 ・フリーキャスター 堀尾 正明 氏 「話す!聞く!おしゃべりの底力 日本人の会話の非常識」	182
平成 30 年度	【講演会】 ・九州旅客鉄道 代表取締役会長 唐池 恒二 氏 「夢見る力が「気」をつくる」	227
	・書道家 武田 双雲 氏 「双雲流ポジティブ思考法~しあわせになれるはたらきかた~」	198
令和元年度	【講演会】 ・サイボウズ株式会社代表取締役社長 青野 慶久 氏 「100人 100通りの働き方~幸福度と生産性の両立~」	145
	・産業能率大学サッカー部監督 小湊 隆延 氏 「一歩を踏み出す〜公務員からサッカーの世界へ〜」	110
令和2年度	【講演会】(予定)	

年 度	内 容	参加者数(人)
	· 青山学院大学地球社会共生学部教授 原 晋 氏	
	《新型コロナウイルス感染症の影響により、中止》	

今後の方針及び施策

- 長野広域連合は、広域的で多角的な視点を醸成するため、関係市町村が抱える共通課題や住民ニーズに対応できるような広域行政、広域的課題等に対して、有益な講演会や共同研修会を実施します。
- 共同研修の実施に当たっては、関係市町村等の職員研修計画等と整合を図り、関係市町村から課題等を集約し、共通するテーマ(課題)を反映した研修を立案します。
- 女性職員も多く参加できる職員研修を目指します。
- 市町村単独では招聘が難しい講師など、広域連合として開催できる有意義な共同研修会を企画実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、これからの共同研修会の実施については、webでの研修など、実施方法の再検討も行っていきます。

SDG s 目標		ターゲットにおけるキーワード	
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正 な質の高い教育を提供し、生涯学習 の機会を促進する	・技術的・職業的スキルを備えた職員を増加させる(4-4) ・持続可能なライフスタイルや文化多様性の知識を習得する(4-7)	
5 ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべて の女性と女児のエンパワーメント を図る	・女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する (5-1) ・あらゆるレベルの意思決定において、女性 の参画を確保する (5-5)	
8 働きがいも 経済成長も	すべての人々のための持続的、包摂 的かつ持続可能な経済成長、生産的 な完全雇用およびディーセント・ワ ークを推進する	働きがいのある人間らしい仕事を達成(8-5)	

広域的な課題の調査研究に関すること

経緯

年 月	内 容		
平成9年	長野地域 18 市町村の助役で構成する「長野地域広域行政推進研究会」が設置		
	され、研究会には市町村の広域行政担当課長等で構成する「推進検討会」を置		
	き、特定の事務等については、必要に応じて専門部会を設けて研究した。		
平成 12 年 4 月	「長野地域広域行政推進研究会」は解散し、改めて、し尿処理の広域化につい		
	ては「し尿処理専門部会」、老人福祉施設組合等の統合については「老人福祉		
	施設統合専門部会」、火葬業務の広域化については「火葬施設専門部会」、その		
	他の広域的な課題については「広域的課題調査専門部会」をそれぞれ設置した。		
平成 16 年 8 月	「老人福祉施設統合専門部会」の調査研究が終了し、同専門部会は解散した。		
平成 18 年 2 月	「高度情報化専門部会」と「消防専門部会」を設置した。		
平成19年2月	「高度情報化専門部会」の調査研究が終了した。		
平成 19 年 10 月	「消防専門部会」の調査研究が終了し、同専門部会は解散した。		

各専門部会は、関係市町村担当課長、施設所長等、長野広域連合担当課長ほかで構成し、必要に応じて関係市町村担当係長等で構成するワーキンググループ等も設置し、広域的な課題の検討を行っています。

○ 広域的課題調査専門部会

平成12年4月の長野広域連合の発足に伴い、広域連合が新たに処理する事務として「広域的な課題の調査研究」を行う専門部会を設置して総合的に調査研究をすることとなりました。

○ し尿処理専門部会[環境衛生専門部会](し尿処理の広域化) 休止

平成16年3月、し尿処理専門部会において、効率的なし尿等の処理体制の確立を図ることを目的に「長野地域し尿処理等広域化基本構想」を作成しました。

基本構想は、長野地域内7か所(当時)の処理場で処理するし尿等について、その処理量の推計等を数値で表し、し尿処理の広域化の基礎資料となっています。

この基本構想を基に平成17年10月、し尿処理専門部会において、し尿の下水道投入を視野に入れた「し尿処理の広域化について」の中間報告を作成しました。

しかし、各施設の課題等を改めて調査・検討したところ、施設統合における受入側施設の地元了承が困難であること、並びに下水道投入への切替え時期や方法など、現下での困難な課題が多いため、中間報告の見直しに向けた検討を行い、平成19年11月、「し尿処理の広域化(第2次中間報告)」において、「し尿処理施設の広域連合への移管は困難なため、運営主体は当面現状のままとする」との修正を行いました。その後の新たな動きが無いため休止となっています。

○ 火葬施設専門部会(火葬施設の広域化) 休止

平成13年2月に「火葬業務の広域化中間報告」が行われ、施設の配置については、住民の利便性の 観点から現状の配置で当面は支障がないものとされました。

平成18年には、専門部会を開催し使用料区分や使用料等を含めて再検討を行いましたが、運営主体の違いや、火葬に係る経費、施設の管理費等に差があり、使用料の統一は財政運営上難しい状況となりました。

火葬業務の状況に大きな変化がないことから、現在は休止となっています。今後、火葬施設を取り 巻く環境に変化が生じた場合などに、必要により専門部会を開催します。

○ 高度情報化専門部会 終了

平成 18 年 2 月に専門部会を設置し、調査研究を行い、平成 19 年 2 月に報告書をまとめ終了しました。

報告では、関係市町村すべての電算システムを共同化するためには多額の経費が必要であることから困難であるとの結論に達しました。ただし今後新規に発生する業務に伴うシステムの共同化等については、あらためて検討することとしました。

なお、電算システムの共同化については、長野県市町村自治振興組合において推進しています。

現状と課題

「し尿処理専門部会」、「火葬施設専門部会」、「高度情報化専門部会」は新たな動きがないため休止となっています。

広域的課題調査専門部会に関しては、長野広域連合で処理することが望ましい事業について、関係 市町村の要望等を調査・検討し、優先度の高いものから個別に専門部会を立ち上げ、住民の利便性や 行政運営の経済性、効率性の観点等から検討しています。また将来的な広域連合の在り方も含めて検 討する必要があります。

今後の方針及び施策

- 長野広域連合は、広域連合の在り方や広域連携の方向性などを検討するとともに、関係市町村が 共通して抱える課題等について広域的に対応することの利点や問題点を具体的に抽出し、国・県 の動向や社会・経済情勢を踏まえ、課題解決に向けた市町村間の連絡調整を行いながら調査研究 を行います。
- 広域的課題として処理を検討する事務項目については、関係市町村の合意により専門部会を立ち上げ、経済性や必要性、緊急性など処理の効果を十分検討していくものとします。

SDG s 目標		ターゲットにおけるキーワード	
11 住み続けられる まちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	・持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化 (11-3) ・都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減 (11-6) ・都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援 (11-a)	
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段 を強化し、グローバル・パートナー シップを活性化する	・持続可能な政策の一貫性を強化(17-14) ・効果的な官民のパートナーシップの推進 (17-17)	

付属資料

長野広域連合広域計画策定委員会条例

(平成 12 年 5 月 1 日条例第 31 号)

(設置)

第1条 長野広域連合規約(平成12年3月30日長野県指令11地第1360号)第5条に規定する 広域計画を策定するため、長野広域連合広域計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置 する。

(任務)

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、広域計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 民間諸団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員が互選する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

- 第7条 委員会に、書記若干人を置き、長野広域連合事務局職員のうちから広域連合長が任命 する
- 2 書記は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に 定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

長野広域連合広域計画の策定体制

